

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別記様式 第4号（別表20関係）</p> <p>園芸施設共済等の加入、<u>労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組</u>に係る交付要件確認表 （農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）</p> <p>（中略）</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり<u>交付要件確認に必要な事項</u>を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1. 園芸施設の取得及び園芸施設共済等への加入に関する事項</u> 以下の<u>いずれかで</u>該当するものにチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。</p> <p>※1 農業用ハウス（類型） ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）</p>	<p>別記様式 第4号（別表20関係）</p> <p>園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表 （農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）</p> <p>（中略）</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業に基づく貸付当初5年間の利子助成金の交付を希望するため、下記のとおり<u>園芸施設の取得等に関する事項</u>を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（新設） 以下の<u>いずれかに</u>該当するものにチェック</p> <p><input type="checkbox"/> 今回、借入申込みを行う内容に園芸施設（園芸施設共済の対象となる農業用ハウス（※1）。以下同じ。）の取得が含まれており、当該園芸施設に関して、自然災害に備えた園芸施設共済等（※2）に加入する予定です。</p> <p>※1 農業用ハウス（類型） ガラスハウス、鉄骨ハウス、パイプハウス、雨よけハウス及びネットハウス（作物（野菜、花卉、果樹、苗等）</p>

を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません

2. 労働環境改善の取組に関する事項

(1) 労働基準法関係（以下のいずれかで該当するものにチェック）

労働者（※3）を使用する事業者（※4）であり、労働基準法（昭和22年法律第49号）の適用除外となっている以下の5つの項目のうちいずれか1つ以上について、適合する取組を既に行っている、又は今後行う意向があります。

ア 同法第32条の規定（労働時間）

イ 同法第34条の規定（休憩）

ウ 同法第35条の規定（休日）

エ 同法第36条の規定（時間外及び休日の労働）

オ 同法第37条の規定（時間外及び休日の割増賃金）

※3 労働基準法第9条に定義される者

※4 労働基準法別表第1第6号又は第7号に掲げる事業を行う者

労働者を使用しない事業者です。

を栽培していないハウス（農機具庫、畜舎等）は含まれません。）

※2 農業共済組合等が行う園芸施設共済、農業協同組合等が行う建物更正共済、損害保険会社が行う損害保険商品等の自然災害に備えた共済又は保険等

今回、借入申込みを行う内容に園芸施設の取得は含まれません

(新設)

(2) 保険関係（以下のいずれかで該当するものにチェック）

- 法人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険並びに厚生年金保険及び健康保険に加入しています。
- 労働者5人以上の個人事業主であり、雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入しています。
- 労働者5人未満の個人事業主又は労働者を使用しない事業者です。

3. 環境負荷低減の取組に関する事項

(新設)

(1) 農業経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

ア 適正な施肥

- 肥料の適正な保管
- 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- 有機物の適正な施用による土づくりを検討

イ 適正な防除

- 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
- 農薬の適正な使用・保管
- 農薬の使用状況等の記録・保存

ウ エネルギーの節減

農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

エ 悪臭及び害虫の発生防止

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

オ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

カ 生物多様性への悪影響の防止

病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）

多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

キ 環境関係法令の遵守等

みどりの食料システム戦略の理解

関係法令の遵守

農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 畜産経営体である場合、以下の各取組のうち、本事業による利子助成金を受けている期間中、実施するものにチェック

① 共通事項

ア エネルギーの節減

畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

イ 悪臭及び害虫の発生防止

悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

エ 環境関係法令の遵守等

みどりの食料システム戦略の理解

関係法令の遵守

GAP・HACCPについて可能な取組から実践

アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している

農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

正しい知識に基づく作業安全に努める

② 飼料生産を行う場合（該当しない → 3（2）③へ）

ア 適正な施肥

肥料の適正な保管

肥料の使用状況等の記録・保存に努める

イ 適正な防除

病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討

農薬の適正な使用・保管

農薬の使用状況等の記録・保存

③ 飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない → 3（2）④へ）

悪臭及び害虫の発生防止

家畜排せつ物の管理基準の遵守

④ 特定事業場である場合（該当しない ）

生物多様性への悪影響の防止

排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

(注) 上記1から3までの事項のうち、本表とは別の書類等により確認ができるものについては、本表への記載を省略し、当該書類等の提出に代えることができます。

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)

6 (令和6年度措置に係るもの)

<u>利子助成対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成対象期間</u>
<u>(1) 農業経営基盤強化資金</u>	<u>農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者(認定農業者(同法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。)、認定新規就農者(同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。)、集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。)、市町村基本構想(農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。)に示す目</u>	<u>貸付当初5年間</u>

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)

(新設)

	<p>標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地区に位置付けられた者」という。)、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対し、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p> <p>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除くものとし、個人にあつては3億円以下、法人にあつては10億円以下の部分に限るものとする。</p>	
(2) 農業近代	認定農業者等であり、かつ、目標地	

<p>化資金（金利負担軽減特例分）</p>	<p>図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出していることの証明を受けたものに限る。）に対して融通されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</p> <p>ただし、近代化要綱第2の3の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。</p>	
<p>(3) 農業近代化資金（認定農業者等向け</p>	<p>認定農業者等に対して融通されたものであって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に都道</p>	<p>償還終了時まで（最長15</p>

<u>特例分)</u>	<u>府県の利子補給承認が行われた農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</u> <u>ただし、近代化要綱第2の3の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を除くものとし、個人にあっては1,800万円以下、法人にあっては3,600万円以下の部分に限るものとする。</u>	<u>年間)</u>
<u>(4) 農林漁業セーフティネット資金 (災害関連資金)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金。</u>	<u>貸付当初5年間</u>
<u>(5) 農林漁業施設資金 (災害関連資金)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。</u>	
<u>(6) 農業基盤整備資金 (災害関連資金)</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金。</u>	

<u>(7) 農業経営 基盤強化資金 （災害関連資 金）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3 月31日までの間に、農林水産省経営 局金融調整課長が別に定める要件を 満たす者に対して融通された農業経 営基盤強化資金。</u>
<u>(8) 経営体育 成強化資金 （災害関連資 金）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3 月31日までの間に、農林水産省経営 局金融調整課長が別に定める要件を 満たす者に対して融通された経営体 育成強化資金（経営体育成強化資金 実施要綱（平成13年5月1日付け13 経営第303号農林水産事務次官依命 通知）第2のⅡに定める資金及び経 営体育成強化資金実施要綱（平成13 年5月1日付け府沖振第277号内閣 府沖縄振興局長通知）第2のⅡに定 める資金を含む。）。</u>
<u>(9) 農林漁業 経営資本強化 資金（災害関 連資金）</u>	<u>令和6年4月1日から令和7年3 月31日までの間に、農林水産省経営 局金融調整課長が別に定める要件を 満たす者に対して融通された農林漁 業経営資本強化資金（農林漁業経営 資本強化資金実施要綱（令和5年3 月31日付け4経営第3160号農林水産 事務次官依命通知）第2に定める資 金（農業を営む者に貸し付けられる</u>

	<p>ものに限る。)及び農林漁業経営資本強化資金実施要綱(令和5年3月31日付け府沖振65号内閣府沖縄振興局長通知)第2に定める資金(農業を営む者に貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)</p>
<p>(10) <u>農業近代化資金(災害関連資金)</u></p>	<p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。</p>
<p>(11) <u>農業経営負担軽減支援資金(災害関連資金)</u></p>	<p>令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減資金。</p>

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする(3)及び注1に掲げる者に災害復旧に係る事業を対象

として(4)から(11)までに掲げる資金を融通する場合を除く。)。

2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。

3 (1)に係る助成については、次のアからウまでの要件を満たすことを、(2)に係る助成については、次のアの要件を満たすことを、園芸施設共済等の加入、労働環境改善の取組及び環境負荷低減の取組に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができる者に限る。

ア 交付要件確認表中の園芸施設共済等について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、加入する意向があること。

イ 交付要件確認表中の労働環境改善の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施する意向があること。

ウ 交付要件確認表中の環境負荷低減の各取組について、本事業による利子助成金の交付を受けている間、実施すること。

4 (2)又は(10)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、(3)に係る助成は行わないものとする(ただし、(2)又は(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでなく、(10)に係る助成期間終了後の残存償還期間の助成については、(3)ただし書の規定にかかわらず、資金の金額の全部を利子助成の対象とする。)。

5 沖縄ひとり親支援貸付利率特例制度(沖縄ひとり親支援貸付

利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）及び沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度（沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度要綱（令和6年3月29日付け府沖振第111号・財政第171号内閣府沖縄振興局長・財務省大臣官房総括審議官通知）に規定するものをいう。以下同じ。）の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ① ～ ⑥③ （略）
 - ⑥④ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの
（略）
 - ⑥⑤ 令和6年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、 (9)、(14)	8年以下	0.60%
	8年を超え10年以下	0.65%
	10年を超え12年以下	0.75%
	12年を超え14年以下	0.85%
	14年を超え16年以下	0.95%
	16年を超え18年以下	1.05%

別表21（令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅）

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ① ～ ⑥③ （略）
 - ⑥④ 令和6年3月18日以降に融通されたもの
（略）

（新設）

	18年を超え25年以下	1. 10%
(2)	8年以下	0. 60%
	8年を超え10年以下	0. 65%
	10年を超え12年以下	0. 75%
	12年を超え14年以下	0. 85%
	14年を超え15年以下	0. 95%
(5)		1. 55%
(6)、(10)		1. 25%
(7)、(8)、(11)、 (12)、(13)、(15)		1. 10%
(16)		成功判定区分が 「高」の場合 2. 00% 「低」の場合 0. 50%

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

① ~ ③ (略)

④ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融通されたもの

(略)

⑤ 令和6年4月1日以降に融通されたもの
(金利負担軽減特例分、災害関連資金)

財政融資	実質負担利率の
------	---------

(※1) ~ (※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金

① ~ ③ (略)

④ 令和6年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

資金金利	軽減幅
1. 10%	1. 10%

(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準	実質負担利 率の軽減幅
1. 10%	8年以下	0. 60%	農業近代化 資金の貸付
	8年を超え10年以下	0. 65%	金利－農業
	10年を超え12年以下	0. 75%	経営基盤強
	12年を超え14年以下	0. 85%	化資金の貸
	14年を超え15年以下	0. 95%	付金利水準

(2) 農業経営負担軽減支援資金

① ～ ⑫ (略)

⑬ 令和6年3月18日から令和6年3月31日までの間に融
通されたもの
(略)

⑭ 令和6年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1. 10%	1. 10%

(注)

1～3 (略)

(2) 農業経営負担軽減支援資金

① ～ ⑫ (略)

⑬ 令和6年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)

1～3 (略)

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 5 経営第 3161 号）
この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。